

OURS 館山（仮称）を利用希望の皆様へ

館山市教育委員会教育部こども課

令和 7 年 4 月から、公私連携幼保連携型認定こども園「OURS 館山」が開園します。

幼稚園、保育園、認定こども園などの施設の利用を希望する場合は、館山市に「子どものための教育・保育給付認定」を申請する必要があります。

認定の対象となる方は、下記のとおり書類の提出をお願いします。

「保育の必要性」（裏面参照）がある方は、館山市役所こども課にて保育所の申込み手続きが必要になります。（市外在住の方は、お住まいの市町村で手続きが必要です。）

なお、認定を受けた場合であっても、定員によりご利用いただけない場合があります。

子どものための教育・保育給付認定について

「教育・保育給付認定」は、児童の年齢と保育の必要性の有無によって 3 つの区分に分かれ、区分によって対象施設が異なります。

認定の判定が終わりましたら、支給認定通知書を発行します。なお、認定を受けた場合であっても、申込み内容が事実と異なる場合や就労や世帯等の状況に変更が生じた場合は、認定の取消、又は変更となることがあります。

認定区分	保育の必要性	対象施設
1号認定 (満3歳以上)	保育を必要としない	幼稚園、認定こども園（教育利用）
2号認定 (満3歳以上)	保育を必要とする	保育園、認定こども園（保育利用）
3号認定 (満3歳未満)		

必要な手続きについて

1号認定 3歳児（満3歳になった翌4月）から5歳児クラス（就学前まで）

○令和 7 年 4 月から入園を希望の方

書類配布：令和 6 年 10 月 3 日（木）から館山市役所こども課で配布

※館山市ホームページからも 10/3 以降ダウンロードできます。

受付期間：令和 6 年 10 月 3 日（木）～31 日（木） 受付場所：館山市役所こども課

※年度途中の入園の場合は、認定希望日の前月 15 日まで OURS 館山に提出

※申請日より遡っての認定はできませんのでご注意ください。

○認定に必要な書類

☐子どものための教育・保育給付認定（第 1 号）（現況届）

☐給付認定にあたっての確認表（同意書）

※園に提出する場合は必ず封入・封緘し、封筒の氏名を記入して提出してください。

☐入園願（添付書類：家庭の状況・入園前の状況）

館山市ホームページ
(幼稚園・こども園)



2号・3号認定 0歳児クラス（生後57日）から5歳児クラス（就学前まで）

○令和7年4月から入園を希望の方

館山市役所こども課にて手続きが必要になります。

書類配布：11月1日（金）から配布 ※館山市ホームページからも11/1以降ダウンロードできます。

受付期間：令和6年11月21日（木）～12月16日（月）

※年度途中の利用の場合は、前月15日が申請締め切りです。（令和7年2月3日以降受付）

※育休復帰する場合に限り、2ヶ月前に審査します。入所希望月の前々月15日まで申請してください。

受付場所：館山市役所こども課

館山市ホームページ
（保育園・こども園）



保育の必要性について

保育認定（2号・3号）を受けるためには、保護者に次のいずれかの事由があり、常時（月64時間以上）保育が必要な状態にあることが必要です。お子さんの父母の他に、70歳未満の同居者がいる場合には、同居者全員の保育の必要性を確認させていただきます。

※保護者以外の同居者については、下記の状況に該当しない場合でも認定は可能です。

※状況に応じて、別途必要書類を提出していただく場合がございます。

保護者の状況	認定できる期間	保育の必要性を証明する書類
月64時間以上の就労	就労が続いている間	就労証明書
下の子の出産前後	出産月とその前後 2 か月	母子手帳
疾病・負傷・障害	療養を必要としなくなるまで	・申立書（病気療養・介護・看護用） ・診断書（症状・保育できない期間の記載があること）／障害者・療育手帳(写) ／介護保険証（写）のいずれか
介護・看護・付添	介護等を必要としなくなるまで	
災害復旧	必要な期間	罹災証明書
求職活動	90日間	求職活動申立書
就学	卒業（修了）予定月の末日まで	・入学許可証または在学証明書 ・時間割表
その他	必要な期間	

※保育を必要とする事由に変更があると認定区分が変更となる場合があります。ご家庭の状況に変更があった時には、必ず市役所こども課にて手続きをお願いします。

1 号認定

○保育料・・・無料

○給食費・・・実費徴収

※下記に該当する場合は、副食費（おかず代）の費用は免除されます。

□認定保護者及び同一世帯の者の住民税所得割合算額が 77, 101 円未満の場合（年収 360 万円未満相当世帯の子ども）は、副食費（おかず代）の費用は免除されます。

父母の合計収入が年間 103 万円に満たない等、同居者（祖父母等）が家計の主宰者である場合、同居者（祖父母等）の住民税額を合算して算定します。

□第 3 子（同一世帯に小学校 3 年生以下の子どもが 3 人以上いる場合で、当該子どもが第 3 子以降である場合。）

□生活保護世帯、里親世帯

対象者には、別途通知します。

住民税額による算定の切替時期は、毎年 9 月です。

2 号・3 号認定

○保育料

・3 歳児クラス～5 歳児クラス・・・無料

・0 歳児クラス～2 歳児クラス・・・お子さんの年齢と保護者の住民税額により算定します。

※詳しくは、保育施設利用のご案内をご覧ください。

館山市ホームページからもご覧いただけます。

○給食費

・3 歳児クラス～5 歳児クラス・・・実費徴収

※下記に該当する場合は、副食費（おかず代）の費用は免除されます。

□認定保護者及び同一世帯の者の住民税所得割合算額が 57, 700 円未満（ひとり親世帯等は 77, 101 円未満）の場合（年収 360 万円未満相当世帯の子ども）は、副食費（おかず代）の費用は免除されます。

父母の合計収入が年間 103 万円に満たない等、同居者（祖父母等）が家計の主宰者である場合、同居者（祖父母等）の住民税額を合算して算定します。

□第 3 子（同一世帯に保育園・幼稚園・こども園等を利用する兄・姉がいる場合）

□生活保護世帯、里親世帯

対象者には、別途通知します。

住民税額による算定の切替時期は、毎年 9 月です。

令和 7 年 4 月～令和 7 年 8 月分	令和 6 年度住民税額 （令和 5 年中の収入から計算される税額）
令和 7 年 9 月～令和 8 年 3 月分	令和 7 年度住民税額 （令和 6 年中の収入から計算される税額）

・0 歳児クラス～2 歳児クラス・・・保育料に含まれます。

裏面につづく

その他

※入園にかかる諸費用等は、園に確認してください。

※延長保育・一時預かり・病児保育（体調不良児対応型）・休日保育事業を行っています。

利用を希望する場合は、園にお申込みください。

【問合せ先】 館山市役所 教育委員会 こども課

幼保係 TEL 0470-22-3496